

官報

号外 平成七年三月十五日

○第三百二十二回 参議院會議錄第十一号

平成七年三月十五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成七年三月十五日

午前十時開議

第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、国務大臣の報告に関する件(平成七年度地方財政計画について)

一、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

平成七年度地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。野中自治大臣。

〔国務大臣野中広務君登壇、拍手〕

○国務大臣(野中広務君) 平成七年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

平成七年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した削減合理化を図りますとともに、住民に身近な社会資本の整備、少子・高齢化等に

対応した福祉施策の充実、自主的、主体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進するため必要

な事業費の確保に配慮する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行うことを基本としております。

以下、平成七年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、平成六年に行われた税制改革等の一環として個人住民税の減税を実施するほか、固定資産税の臨時的な特例措置の創設等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、所得税及び住民税の減税に伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補てん債の発行により補てんするとともに、所得税及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、農山漁村地域の活性化、文化・スポーツの振興等を図るため、地方単独事業費の確保等、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成七年度の地方財政計画を策定しました結果、歳入歳出の規模は八十二兆五千九十三億円となり、前年度に比べ一兆五千

八百十二億円、二・〇%の増加となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年度の地方税制改正に当たりましては、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に千八百十億円及び交付税特別会計借入金三兆三千三百九十九億円を加算した額から同特別会計借入金利子支払額四千三十三億円を控除した額とすることとした結果、十六兆一千五百二十九億円となっております。

次に、平成七年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的、主体的な地域づくりの推進、少子・高齢化に対応した福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備等、地方団体が必要とする経費の財源を措置するため単位費用を改正し、さらに、農山漁村地域の活性化に要する経費を措置するため農山漁村地域活性化対策費を設ける等、所要の改正を行うこととしております。

また、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長することとしてお

平成七年三月十五日 参議院會議錄第十一号

議事日程追加の件 国務大臣の報告に関する件(平成七年度地方財政計画について)、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ります。

以上が、平成七年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。統訓弘君。

〔統訓弘君登壇、拍手〕

○統訓弘君 私は、平成会を代表し、ただいま報告並びに趣旨説明されました法案に関連して、幾つかの基本的問題を村山総理大臣に御質問いたします。

この三月五日、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けられた神戸市と尼崎、宝塚両市では、市主催の合同慰霊祭がしめやかに営まれました。追悼された犠牲者は、神戸市三千八百七十六人、尼崎市三十七人、宝塚市八十四人の計三千九百九十七人でありましたが、このたびの大震災によりお亡くなりになりました方々は実に五千四百七十二人に及びました。

当日のテレビ報道をごらんになった国民の皆様方は、私もその一人であります。ひとしく合掌の誠をささげられたものと思えます。

各会場には、御遺族を初め自治体関係者、村山総理、土井、原衆参両院議長を初め多くの方々が参列され、犠牲者の御冥福を祈られるとともに、災害に強い町づくりを進めることを誓われました。

当日は、再び被災地を訪問された皇太子御夫妻も会場で献花されました。

地震発生から五十七日、今なお八万四千名を超える人々が避難所生活を余儀なくされております。お一人お一人の心情を思いますと、心の痛み思いでいっぱいでありませう。過酷な避難所生活が引き金になって、精神的な障害が発生したり病死する人が相次いでいるとのことでもあります。また、避難所生活に耐え切れず、崩れかけた我が家や危険な住居に舞い戻ったりしている人もいると聞いております。

仮設住宅の建設、復旧・復興事業の推進など、被災者が安心して生活を営める状況を一日も早くつくるのが政府の責任であります。この際、御霊前に誓われた村山総理のこれらに対する所信を改めて伺いたいと思います。

次に、東京協和・安全信用組合問題に関連して、都民世論と都議会の対応について私見を申し上げます。

今回、都議会の三百億円の前除議決について、先送りとか凍結という議論がありますが、都民世論は、乱脈経営をきわめた二信用組合に対し都民の貴重な税金をつぎ込むべきでないという答えであります。

今から六年前の平成元年、消費税法が施行されたとき、都が負担すべき消費税の額は六百一億円でありました。この消費税相当額を転嫁するには八十二関連条例の改正が必要であったのであります。

当時、鈴木知事は、全国知事会の会長であることから、東京都の条例改正は全国自治体の注目しているところであり、また、地方自治体は法律を守る義務があるので、ぜひ八十二の条例改正に協力してほしいと都議会に要請したのであります。

これに対し、政府・与党の都議会自民党からは、知事の要請は都民世論からも受け入れられない、仮に知事の要請に応じた場合は七月の都議選は戦えない、一円たりとも消費税の転嫁は認められないとのことでありました。

当時、副知事で財政の責任者でありました私は、政府及び党首脳のお知恵を拝借しながら、窮余の策として、八十二条例案の改正を見送り、上下水道料金等三条例案のみを改正することとして、実質、消費税分は都が負担することにしたのであります。

このように、都民世論を反映して可決された消費税関連条例案でありましたが、この年に行われた都議会議員の選挙では、自民党が六十四議席から四十三議席に激減し、逆に消費税反対を唱えた社会党は、十二議席であったものが全員当選の三十六議席にもなるという大躍進を遂げられたのであります。

今回、都議会が知事提案による三百億円の支援金を削除したのは、ただいま指摘した消費税のときの轍を踏まなためたの良心と良識を都民の前に示したものであると思えます。したがって、都民世論は三百億円の削除は実質否決であると受けとめております。

そこで、政府、日銀が、この問題は、機関委任事務で東京都にも責任の一端があり、ぜひ協力してほしいと本気で思うのであれば、ぜひ協力し納得させる誠意ある対応策を示す必要がありますが、現実には不可能でありませう。

強いてその可能性を求めれば、これまで都が政府に対し要望し続けてきた財源拡充策についてこの際思い切った回答をするということが考えられ

るのではないのでしょうか。その一つは、地方債許可制度の廃止であり、その二は、地方交付税の不交付に加え二重の調整としてつとに改善を求めたきた地方道路譲渡と税等の財源調整の廃止であり、その三は、信用組合の原点に立って信用組合に係る機関委任事務を都道府県知事に全面的に委譲することでありませう。

もとより、これを取引材料にするということではなく、政府が制度のあるべき姿への改善に向けて思い切った決断をしたという誠意を示すことがまず必要であります。その上に立って、政府が都民に今回の措置について協力を求めるという真摯な態度を示すということによってしか、打開の道は開けないと思っております。

以上、私見を申し述べましたが、総理の率直な見解を承りたいと思っております。

次に、円高対策、景気対策について伺います。政府は、昨年十二月、経済対策閣僚会議で平成七年度の経済見通しを実質成長率二・八%とし、国民にバラ色の夢を抱かせたのであります。しかしながら、羽田政権が昨年五月に景気回復がおくれることを避けるために凍結していた公共料金の値上げを、村山政権はいとも簡単に解除してしまつたのであります。専門家は、この公共料金の値上げは経済成長率を〇・五%引き下げると言っており、景気への影響を心配しております。

また、ことしの年初には百円前後であった円相場が、三月に入り九十円を割る急激な円高となつてきたのであります。今の水準で定着し、かつ長期化するようになれば、企業の海外移転に拍車がかかり、産業空洞化の進行が心配され、中小企業への影響も深刻なものとなってまいります。中小

企業の皆さんは、口々に、政治家や政府はこの円高にどのような対策を立てて我々を助けてくれるのかと怒っているのが実態であります。昨今の円高は、日本経済の構造転換のおくれに對して世界の市場が強い批判を加えているのではないかと思ふのであります。

新聞報道では、このために政府は大型の補正予算を早期に編成すると報じていましたが、日本経済を根柢から揺るがしかねない円高對策に對する總理の基本的な方針をお伺いいたします。

同じような円高は、一九八五年のプラザ合意のときにもありました。翌八六年に発表された前川レポートでは、この對策には内需拡大、規制緩和を大胆にすべきであるという提言でありました。

この提言が十年前に行われていたにもかかわらず、政府は提言に基づいた對策らしきものはほとんど実施していません。政府は、今回どのような對策を立てようとしているのか、お伺いいたします。

また、今國會に提出されております地方財政計画によりますと、平成七年度の地方財政計画の規模は八十二兆五千九百三十三億円に上っております。地方自治体は、平成七年度予算を經濟成長率二・八％で編成しております。この前提が崩れた場合の地方財政對策に對する總理の御所見についてお伺いいたします。

次に、地方分権の推進についてお伺いいたします。新進党は、地方分権の推進に關する法案を、先日、國會に提出いたしました。提出された法案に盛り込まれた内容は、経団連や民間政治臨調の再度の緊急提言、地方六団体の

意見書、臨時行政改革推進審議会及び地方制度調査会の答申など、各界の意見を取り入れたものであります。また、平成五年六月の衆参両院での全会一致の推進決議に示されたように、国民合意は既に形成済みであり、このような事実を踏まえ、このたび提出に至ったものであります。

まさに、新進党の案こそ、名実ともに地方分権法であると自負いたしますが、地方分権推進への強い決意を持っておられるであろう村山總理の新進黨案に對する率直な評価をお尋ねいたします。

村山總理は、自治労出身であり、とりわけ地方分権については深い思いがあると思ひます。ぜひ地方分権の実現にはその初心を貫いてほしいと思ふのであります。御決意のほどを重ねてお伺いいたします。

次に、地方債の許可制度についてお伺いいたします。地方自治の強化充実に当たっては、地方財政の自主権が徹底されなければならないことは言うまでもありません。戦後、地方自治の尊重という基本的な考え方をもとに各種の制度が改正されてまいりましたが、必ずしも憲法が保障する地方自治の理想的な姿にはほど遠いものであり、その代表的なものが地方債の許可制度の問題であります。

民間臨調が平成四年十二月にまとめた地方分権に關する緊急提言には、地方債の規制緩和に關して、一定の基準を明確にして地方債の発行に自治体の裁量の余地を高めるべきであるとし、また本年二月には、地方債の発行については、国の関与を最小限とし、市中消化を原則とする提言しております。

私は、この問題について、地方行政委員会や地

方分権・規制緩和特別委員会及び予算委員会でのびたび質問しております。昨年の参考人に対する質疑でも、前島根県知事の恒松治氏ら三氏は、地方自治法第二百五十条を廃止して自由にした方がいい、過渡的な措置を講ずるにしても廃止する方向に進むべきだとの御意見でございました。

この地方債の許可制度は、戦後の窮迫した資金事情等を理由に「当分の間」として採用されてきたものであります。廃止されることなく、約五十年近くたった今でも厳然と存在したままであります。

村山總理は施政方針演説で、平成七年は戦後五十年の節目の年に当たります。この年を過去の五十年から未来の五十年へとつなぐ大きな転機の年としたいと述べられました。

憲法第九十二条が保障する真の地方自治を実現する意味から、地方自治法第二百五十条の廃止は当然のことと思ひます。地方自治の戦後を終わらせるためにも、ぜひ總理の英断を強く期待するものであります。御所見をお伺いいたします。

最後に、規制緩和に關してお伺いいたします。村山總理は施政方針演説で、經濟的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限が基本と言われ、政治のリーダーシップを強調されました。三月十日に規制緩和推進五カ年計画の中間報告が発表されました。時あたかも円が急騰し、日本經濟は危機状況に入ったと言われ、その對策には規制緩和が最重要課題の一つとして内外から注目されておりました。しかし、その内容について、經濟界や海外からは、期待されたものとはほど遠い官僚ベークスの小手先の緩和策であると批判が相次いであります。また産業界からは、五カ年

では遅過ぎるとの声が上がっております。今月下旬に発表される計画には大胆な規制緩和策が盛り込まれるものと国民の皆様は期待しております。今こそ村山總理のリーダーシップが求められております。總理の決意のほどをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣村山富市君登壇、拍手)
○國務大臣(村山富市君) 議員の質問にお答えを申し上げます。

お話にございましたように、去る三月の五日、神戸市で行われました合同慰靈祭に出席をしてまいりました。その際に、亡くなられた方々や遺族の方々に對する哀悼の誠をささげるとともに、これから地方自治体と一体となって復旧、復興に全力を注いでまいりたいという誓いを申し上げてきたところでございます。

その際に、避難所等についてもお訪ねをいたしまして、避難生活をされている方々のお話を承ってまいりました。

直接お話を承ってまいりまして感じましたことは、やっぱり一日も早く仮設住宅などに入居ができるようなそういう措置を講じて少しでも安定した生活ができる環境をつくることだということ、痛切に感じた次第でございます。そうした皆さんの意向を十分体して、自治体が思いを新たに取組もうとしている復旧・復興事業に國としてできる限りの力を尽くす決意を新たにいたしました。

さらに、地方債の許可制度に關する御指摘でございますが、地方債の許可制度は、地方財政計画を通じた地方債償還財源の保障など重要な役割を果たしておりますので、このような見地から、

國務大臣の報告に關する件(平成七年度地方財政計画に關する法律案(趣旨説明))

官報(号外)

現行制度の変更にについては極めて慎重であるべきだと考えております。

なお、地方債の発行手続等につきましては、今後とも臨時行政改革推進審議会の答申及び去る十二月に閣議決定をいたしました「地方分権の推進に関する大綱方針」等を踏まえまして、弾力化、簡素化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方道路譲与税についてのお尋ねがございましたが、地方交付税不交付団体については、他の地方団体と比較をいたしまして道路費に充て得る一般財源に余裕があることを考慮し、不交付団体である都道府県及び指定都市に対してこれまで譲与制限を行ってきたところでございます。

仮に不交付団体に対する譲与制限を今直ちに廃止または緩和することすれば、財政力の乏しい他の交付団体の譲与税額を減少させ、ひいては地方交付税の配分にも影響を与えることとなりますので、地方道路譲与税の譲与制限の廃止等についてはなお慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

次に、信用組合に係る機関委任事務についてのお尋ねであります。信用組合というのは協同組合法に基づいてあるものでありまして、その性格上、地域性、協同組織性が極めて強い、そういう立場から監督は都道府県知事の機関委任事務となっておることは御案内のとおりであります。

個別の信用組合の経営問題に対する具体的な対応につきましては、これは都道府県が責任を持っていただく、しかし、金融全体の信用秩序をどう維持するかといったような全国的な基盤の問題については国が責任を持つ、こういう体制になって

今対応しておることについては御案内のとおりでございます。

いずれにいたしましても、今回の事例というものを十分参考にしながら、ちょうど地方分権が進められる段階でもありますから、この機関委任事務の一般のあり方につきましては、そうした観点から十分検討を加えていく必要がある課題だといふふうに私も認識をいたしておるところでございます。

次に、円高対策の基本方針についてお尋ねがございましたが、政府といたしましても、最近の急速な円高の進行には強い懸念を有しております。通貨当局間では一層緊密に連携をとりながら適切に対処をまいらなければならないと考えております。また、急激な円高の企業活動に与える影響など経済への波及が懸念されます。特に、輸出に依存しております中小企業に対する影響は容易ならざるものがあると感じております。

今後、為替相場がどう動くか、現時点の水準だけで即断するのは早計とは思いますが、いずれにいたしましても、回復局面における我が国経済の安定成長の確保に向け、適切かつ機動的な経済運営に万全を期してまいり所存でございます。また、経済構造の変革が中長期的観点から重要であり、規制緩和の推進など現在鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、円高に対応する構造的対策についてお尋ねがございましたが、我が国はこれまでにも国際協調のための経済構造調整の推進を提言した前川レポートの趣旨を踏まえまして、社会資本の整備、住宅対策の推進、規制緩和等の諸施策を実施しているところでございます。

今回の円高は、大幅な内外価格差の存在、産業空洞化等の我が国経済の構造的な課題を改めて認識させるものでありまして、政府としても一層の決意を持ってこうした課題に取り組んでいく所存でございます。

このため、内外から十分に評価をされる思い切った規制緩和推進五カ年計画を今月末に策定するとともに、昨年末に設置をいたしました産業構造転換・雇用対策本部の基本方針に従いまして、内外価格差の是正・縮小、経済フロンティアの拡大及び雇用の安定を内容とする経済構造改革の推進に、内閣一体となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、地方財政計画についてのお尋ねでありましたが、地方財政計画は、標準的な水準における地方財政の歳入歳出の状況を把握することを通じて、地方団体の標準的な行政に要する財源を保障することを目的として、原則として単年度の当初ベースで積算されておることは御案内のとおりであります。

その具体的な積算につきましては、御指摘の経済成長率や国の予算、地方団体の直近の決算の状況など、現時点で見込み得る基礎資料を踏まえて行っているところでございますが、今後の経済情勢の変化に対しましては、従来も所要の地方財政補正措置を講じて適切に対処してきたところでございまして、今後も地方財政の運営に支障が生じないよう適切に対処してまいり考えてございまして。

次に、新進党の提出されました法案に対する評価についてお尋ねがございましたが、私はその内容を拝見させていただきましたが、政府案とかな

りの部分で一致しているようでございまして、目指すべき方向においても根本的な対立点はないのではないかと認識をいたしております。

政府としては、現在御審議をいただいている政府案についてぜひとも御理解をいただき、なるべく速やかに地方分権の推進に着手できるよう最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、地方分権の推進・実現に向けての総理の決意についてお尋ねがございましたが、地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できるよう、国と地方の役割分担を本格的に見直し、権限委譲や国の関与等の廃止、緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性、自立性を強化していくことが必要であります。

地方分権を推進していくことは現内閣の重要課題の一つであり、今回の地方分権推進法案を今国会においてできる限り早期に成立をさせていただき、それをもとにして具体的に地方分権を強力に推進していくことが重要であります。したがって、具体的な成果を上げるべく、これからも強い決意でこれに取り組んでまいり所存でございます。

次に、地方債の許可制度について再度お尋ねがございましたが、先ほどお答えを申し上げたとおりでございます。

次に、規制緩和の決意についてお尋ねでありましたが、去る十日、規制緩和の中間的な取りまとめ要求について公表したところであり、各省市とも大臣を先頭にこれまでになく真剣な取り組みをしていると私は考えております。

これを踏まえ、一昨日の閣僚懇談会におきまし

ても、今後とも内外から評価される思い切った規制緩和推進五カ年計画を策定するため、事務方を督励しつつリーダーシップを発揮して全力を挙げ取り進むよう各閣僚に指示したところでございます。実りのある五カ年計画策定に向けてさらに努力をする決意でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、九五年度地方財政計画、地方交付税法改正案並びに地方税法改正案に関連して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

阪神・淡路大震災から既に二カ月がたとうとしています。私は、精神的にも肉体的にも極限状態の中で、生活の再建と復興に必死で頑張っておられる被災地の皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。

震災対策は、被災した関係自治体だけでなく、全国の自治体に関係した重大問題になっております。そこで伺いたいします。

先日、京都の清水寺で八十歳の被災者が飛びおり自殺されました。痛ましいことです。総理、せっかくあの地震で助かった人が救済のおくれから命を落とす、これはまさに人災ではありませんか。

被災地では、住宅を初め、医療、衛生、教育、雇用、中小企業の経営再建など、課題は山積しています。救援の規模とスピードを、被災者の皆さんが生きる勇気と展望が持てるように一層引き上

げること、このことが今もって政治の最大の責務だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

兵庫県と神戸市などで進められている区画整理事業、市街地再開発事業に対して、市民から、一体私の家や土地はどうなるのと、不安の声が広がっています。いわゆる復興基本法の基本理念には、地域住民の意向の尊重が明記されています。町づくりの主役は市民です。

昨日の都市計画審議会の決定に対し、住民の批判が高まっています。一方的に強行することはやめ、住民の意見を十分に聞くべきです。都市計画案を撤回し審議会は延期すべきだという広範な被災者、市民の声にどのようにこたえるのか、総理の見解を伺います。

今、全国で、あのような地震が我が町で起こったら大変なことになると、地震に強い安全な町づくりと万全の救助対策への住民の関心が高まり、取り組みが始まっています。私は、ほとんどが震度五に対応する程度にとどまっている自治体の防災計画を、震度七の直下型地震は全国どこでも起こり得るという立場で抜本的に改善する必要があると考えます。総理、自治大臣の見解を伺います。

次に、地方自治と地方財政について質問いたします。

憲法と地方自治法に基づく地方自治の原則は、住民が主人公という立場をあらゆる分野に貫くこととあり、自治体のやるべき仕事の第一は、住民の安全、健康及び福祉を保持することです。

ところが、近年、地方財政の状態は極めて深刻になっていきます。自治体の借金残高は急増し、九五年度には百十六兆六千億円が見込まれ、九〇年

度の六十七兆円の七四％増となっています。

このような地方財政の悪化をもたらしたのは、この間わずか一年六カ月で四回も行われた政府のいわゆる景気対策です。景気対策の名のもとに、地方自治体に対して四兆九千億円の単独事業の追加要請を行い、特に国の負担のない地方単独事業の拡大を押しつけたのです。これは、国の公共事業を地方自治体に肩がわりさせたことであり、地方財政を悪化させた大きな原因となったことは明らかです。そうではありませんか。自治大臣の見解を求めます。

さらに、国が自治体と一緒に大企業本位の巨大開発を進めたことも、地方財政破綻のもう一つの大きな原因となっています。この間、事業費十兆円という東京都の臨海副都心開発計画を初め、一兆円規模と言われる大阪府のりんくうタウン、京都の学術文化研究都市構想など、全国至るところで同じような巨大開発が進められてきました。

東京の臨海開発計画は、地価の下落と企業の撤退で、当初七兆円と試算していた賃貸収入が二兆円を割り、都の財政と都民に大きな借金を残すことが明らかになり、見直しが迫られています。

こうしたゼネコン型大規模プロジェクトが野放しにされたことにより、ゼネコン汚職や談合、やみ献金などが繰り返されました。そして、その一方で自治体は借金財政に追い込まれ、住民はそのツケを回されることになったのです。民路路線でこのような巨大な開発を推進してきた政府の責任もまた免れません。

こうした大規模プロジェクト中心のあり方を、この際、住民こそ主人公の地方自治の正しい原則

に立ち返ってきっぱりと見直すべきではありませんか。総理の見解を明らかにしてください。

八年前、リゾート法に反対したのは我が党だけでした。しかし、今や政府が推進したリゾート計画のうち六割が一部中止や規模の縮小に追い込まれています。自然と環境を破壊し、莫大な借金を自治体に押しつけただけのリゾート法は誤りだったことが判明いたしました。その認識をお持ちでしょうか。この点について国土庁長官の見解を伺います。

臨調行革の名のもとに、政府は憲法と地方自治の原則に背き、地方行革、自治体リストラを強行し、福祉や医療、教育など自治体が住民のために行う仕事をどんどん切り捨ててきました。

生活保護は年々打ち切られ、受給者はこの十年間で十八万世帯も減らされました。また、消費税の引き上げに加えて公共料金の相次ぐ引き上げもひどいものです。清掃労働者はこの十年間に全国でおおよそ五千二百人も減らされ、消防職員ですら国の基準に対する充足率で七〇・六％にとどまっています。

このような住民の福祉と健康、安全の保持に逆行するリストラは撤回すべきではありませんか。総理及び自治大臣の見解をお伺いいたします。

次に、国民健康保険についてです。国民健康保険は、高過ぎる保険料を引き下げようとして直接請求が取り組まれるなど、この五年間で一千の自治体で国保料の引き下げが行われています。この上、国庫負担を四百五十三億円も削減する改善はすべきではありません。国庫負担率を医療費の四五％に戻すべきです。総理、いかがお考え

でしょうか。

文部省のいじめ対策緊急会議がまとめた最終報告によれば、昨年十二月以降全国の公立学校で新たに一万七千八百件のいじめがあり、小学校では昨年度に比較して二千件以上ふえ、八千五百件にもなっています。まさに異常な事態です。養護教諭の重視やカウンセラーの配置も重要ですが、根本的には、詰め込み教育を改め教師が十分目配りできる教育条件の整備なくしていじめの防止はできません。

来年度に五千六百人も教職員を削減する計画は撤回し、教職員の大規模増員と学級規模の縮小など行き届いた条件整備を進めるべきと考えますが、文部大臣の答弁を求めます。

ことしは女性参政権獲得五十周年に当たります。地方自治拡充の上で住民への情報公開、住民の多様な参加の保障がかぎとなっていますが、とりわけ地域とかわり深く生活する女性の社会参加を支援し促進するために、保育や介護の対策に力を入れた取り組みが必要ではありませんか。総理の答弁を求めます。

今、政治に求められていることは、憲法と地方自治法に基づく住民自治、地方自治を拡充することである。このことを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕
○国務大臣(村山富市君) 西山議員の質問にお答えを申し上げます。

救援の規模とスピードを一層引き上げることが政治の最大の責務と思うがどうかとの御質問であります。私は、避難生活を強いられるおられる方々の御疲労は限界にきているのではないかと思っております。

先般三月五日、神戸市でこうした方々を訪問した際にも至らぬ点や行き届かぬ点を率直にお伺いしたところでございますが、政府といたしましては、当面、食事、トイレ、ふる、暖房を初め、御指摘の医療、衛生、教育などのきめ細かな手当てを尽くすとともに、一日も早く避難所生活を終えていただけるよう、特に仮設住宅を三月末までに三万戸、四月末までには四万戸を完成させることといたしております。

また、御指摘の中小企業の経営再建を初め本格的な復旧、復興に取り組んでいくために、私を本部長とした全閣僚を本部長とする阪神・淡路復興対策本部を設置したところでございます。加えて、有識者による復興委員会を設け、早速熱心な御審議をいただき、既に幾つかの具体的提言をなされているところでございます。

こうした体制によって、阪神・淡路地域における生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりを旨とし、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援を初め復興に関する施策を政府一丸となつて強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、復興計画づくりにおける住民の意見の反映についてお尋ねございましたが、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の復興に必要な事業を円滑に進めるためには、事業の実施までの過程を通じて、関係住民の理解と協力を得ることは極めて重要であるとと考えています。

地元公共団体におきましては、現在進めている都市計画決定の段階において、事業説明会の開催、町づくりニュースの発行・配布、現地相談所の開設などの措置を講じてきているところでござ

います。今後さらに、生活、生業の再建・安定についての相談など、きめ細かな対応を講じていくことが予定されていると承っております。

国としても、こうした町づくりが円滑に進むよう、引き続き地元の取り組みに対し万全の支援と的確な指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、震度七の直下型地震を想定した地域防災計画を策定するべきではないかと御指摘でございますが、震災対策を推進する上において、地震の規模、震源地、各地の震度等を明らかにした被害を想定することは重要なことであると考えます。

政府は、地域防災計画の策定に当たりましては、被害想定を前提に実施するよう指導しているところでございますが、今回の阪神・淡路大震災においては被害想定を超える地震となったところがございますので、今後、より地域の実情に即した実践的な被害想定を含めた地域防災計画となるよう地方公共団体を指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方財政についてのお尋ねであります。地方団体は、公共投資基本計画等の考え方に沿った、住民に身近な社会資本の整備や地域福祉施策の充実、自主的な活力ある地域づくり等の施策を推進しているところでございますが、その際には、国の施策や民間の活力を活用して総合的な地域振興施策を図っているところでございます。

一方、地方財政は、景気の低迷に加え、平成七年度末見込みで百十六兆円を超える多額の借入金残高を抱えるなど極めて厳しい状況にあり、各地方団体においても、その財政運営に当たっては健全性を確保することが必要であると考えております。

政府といたしましても、今後、各地方団体が各種の地域振興施策を推進しながら円滑な行政運営を行っていただくため、毎年度の地方財政計画の策定等を通じて必要な地方税財源の充実、確保を図り、地方団体の健全な財政運営の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方公共団体の行政改革についてのお尋ねでございますが、地方公共団体においては、従来より、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員管理の適正化等行政改革の推進に取り組み、行政運営の簡素効率化を進めて、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴う行政需要の増加に対応してきているところでございます。

地方分権が時代の大きな流れとなっている今日、高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応していくため、地方公共団体の果たすべき役割はますます大きくなっているところでございますが、それだけに現下の地方財政の状況は厳しいものがあると考えられます。

地方公共団体がこのような状況を踏まえ、住民の多様なニーズに即応しながら活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げていくためには、簡素で効率的な行政の確立に向けて、改めて自主的、積極的に行政改革を進めていくことが必要でございます。昨年十月、自治省において、地方公共団体の自主的、主体的な行政改革の一層の推進に資するため、地方公共団体における行政改革推進のための指針を策定し、地方公共団体に通知をいたしましたところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

地方公共団体におきましては、引き続き、住民の理解と協力のもとに、多様化する行政需要に的確に対応して行政改革の推進に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

次に、国民健康保険の国庫負担についてのお尋ねですが、今回の国民健康保険制度の改正は、制度運営の安定化を図るための当面必要な措置を講じるものでございます。

その中では、御指摘の保険基盤安定制度にかかわる国庫負担についても、国の財政状況等にかんがみ、当面定額負担としながらも、従来よりも増額し、市町村負担分の減額を図るとともに、市町村負担分の全額を地方財政措置とすることとしております。

また、国庫負担については、現在、医療給付費の五〇％という他の医療保険制度に比べ高率の国庫負担を行っているところでございまして、社会保険としての性格から見て、現行の国庫負担率を引き上げる考えはございませんことを申し上げておきたいと存じます。

次に、女性の社会参加のための保育対策等の充実についてのお尋ねですが、本格的な少子・高齢化社会を控え、時代のニーズに対応したきめ細かな福祉サービスの提供を実現していくことは、社会の各分野において男女の共同参画を推進していくためにも重要な課題であると認識をいたしております。

このため、子育て支援策や高齢者介護対策を地域の実情に応じて推進していくことが必要であると考へており、平成七年度予算におきましても緊急保育対策等五カ年事業や新ゴールドプランの実施を盛り込む等、その充実を図ることとしてお

ところでございまして、御理解を賜りたいと存じます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。

以上です。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 西山議員の私に対する御質問にお答えをいたしたいと存じます。

地域防災計画についての見直しにつきましては、ただいま総理から御答弁を申し上げましたように、その答弁に言い尽くされておるわけでございますが、今回の阪神・淡路大震災におきまして、御承知のように被害の想定を超えた地震となつたところでございます。先ほど総理から答弁もありましたように、消防庁におきましては地域防災計画にかかわります緊急点検の実施を各地方公共団体に要請をしたところでございます。

なお、被害の想定を行うに当たっては、震度をどのくらいに設定するかは、例えば人口の密度あるいは社会構造等、各地方公共団体の実情等を十分に勘案する必要がありますが、今後とも地方公共団体の意見を伺いながら、大規模な地震を想定した被害想定と、それに対応する地域防災計画を策定するよう、地方公共団体を指導してまい

所存であります。次に、地方財政につきましても先ほど総理から御答弁を申し上げたとおりでありまして、社会資本の整備のうち、住民に身近な社会資本の整備につきましても地方団体が主体となつて行うことを基本としたところであります。特に、今後重点化を図るべき生活に密着した社会資本の整備につきましても地方団体の果たす役割がまこと

に大きく、地域の特性に応じた個性豊かな魅力ある地域づくりを実施するため地方単独事業の積極的な展開が求められるものでありまして、国の施策の肩がわりをするわけではございません。したがって、経済対策を講ずるに当たりましては、このような考え方のもとに、公共事業の追加に加えまして地方単独事業の追加を図つておるところであります。

地方団体がこのような役割を十分に果たしつつ借入金の償還を含め円滑な行政運営を行っているために、今後とも毎年度の地方財政計画の策定等を通じて必要な地方税財源の充実、確保を図り、地方団体の健全な財政運営の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、地方公共団体の行政改革についてのお尋ねであります。ただいま総理から御答弁を申し上げましたとおりでありまして、住民のニーズに対応いたしまして、活力に満ちた魅力ある地域社会を築いていくためには、簡素で効率的な行政の確立に向けて、改めて自主的、積極的な行政改革を進めていくことが必要であると考へまして、昨年の十月、地方公共団体の自主的、主体的な行政改革の一層の推進に資するための地方公共団体に

おける行政改革推進のための指針を策定し、地方公共団体に通知をし、現在、全国地方公共団体に於いて積極的に取り組みをいただいております。地方公共団体におきまして、引き続き住民の理解と協力を得ながら多様化する行政需要に的確に対応して行政改革を推進していくのが、現在の地方分権をみずから進める地方公共団体の責務でもありと考へておるところでございます。(拍手)

(国務大臣小澤潔君登壇、拍手)

○国務大臣(小澤潔君) リゾート関係につきましてお答えをいたします。

リゾートの整備については、経済情勢の変化等の理由により、一部には当初の計画どおり進んでいないところもあると聞いております。しかしながら、リゾートの整備は、来るべき二十一世紀に向けてゆとりある国民生活の実現の場を整備するためにも、またリゾート整備による地域の活性化を求める地方の期待にこたえるためにも重要なものであり、そのような地域の整備には長期的視点に立った取り組みも必要であります。

このようなことから、国土庁といたしましては、引き続きリゾート法の一層適切な運用に努めるとともに、関係省庁と緊密な連携を図りつつ、多様なリゾートの整備が進められるよう努めてまいりたいと考へております。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 一昨日、いじめ対策緊急会議から最終報告をいただき、いじめ問題への対応のため、学校、教育委員会、家庭、国、社会、それぞれにおいて取り組むべきことが具体的に示されており、文部省としては、この報告を踏まえ、いじめ問題の解決に向けた施策の一層の充実を図っていく考えであります。

お尋ねの公立義務教育諸学校の教職員定数については、平成五年度を初年度とする第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を六年計画で進めているところであり、この計画においては、児童生徒一人一人の個に応じた教育を進めるためチームティーチングなど新しい指導方法を導入す

るための教職員配置を行うほか、いじめ問題や登校拒否の児童生徒などに対応するための教職員配置や、養護教諭の複数配置などを行うこととしております。

文部省といたしましては、引き続き第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。(拍手)
○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長笹野貞子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔笹野貞子君登壇、拍手〕

○笹野貞子君 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、介護補償給付の創設、遺族補償年金の引き上げ等により保険給付の内容を改善するとともに、中小事業主として海外に派遣される者を特別加入制度の対象に加えるほか、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制度について、中小事業主に對し、その増減幅を拡大する特例を創設する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、労災保険財政の現状と

今後の見通し、重度被災労働者に係る介護施策の充実、労災認定及び審査請求処理の迅速化、過労死認定基準の改定と運用上の問題、メリット制度拡大の理由等について熱心な質疑が行われましたが、その内容は會議録によって御承知いただきましたと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 日程第二 郵便振替法の一部を改正する法律案

日程第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案
日程第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)
以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長山田健一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山田健一君登壇、拍手〕
○山田健一君 たいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、郵便振替法の一部を改正する法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、国税または電波利用料について郵便振替により納付できるようにするとともに、特殊取り扱いの拡充等を行うものとするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならぬとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、郵便振替サービスの利用拡充策、資金運用の基本的な考え方、外国債運用とリスク管理、郵便貯金資金の地域還元、郵貯・簡保資金と財政投融资とのかわり等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に對し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、郵便振替法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時七分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|--------|--------|
| 議長 | 原文兵衛君 |
| 副議長 | 赤桐 操君 |
| 議員 | |
| 横尾 和伸君 | 荒木 清寛君 |
| 都築 讓君 | 山崎 順子君 |
| 紀平 梯子君 | 武田 節子君 |
| 山下 栄一君 | 寺澤 芳男君 |
| 泉 信也君 | 釘宮 馨君 |
| 浜四津敏子君 | 常松 克安君 |
| 木庭健太郎君 | 北澤 俊美君 |
| 長谷川 清君 | 平野 貞夫君 |
| 猪熊 重二君 | 白浜 一良君 |
| 中川 嘉美君 | 刈田 貞子君 |

平成七年三月十五日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

直嶋 正行君	寺崎 昭久君	世耕 政隆君	遠藤 要君	堀 利和君	種田 誠君	吉岡 吉典君	本岡 昭次君
星野 朋市君	木暮 山人君	坂野 重信君	林田悠紀夫君	岩本 久人君	肥田美代子君	佐藤 三吾君	松前 達郎君
風間 昶君	牛嶋 正君	沢田 一精君	村上 正邦君	前畑 幸子君	日下部福代子君	笹野 貞子君	古川太三郎君
統 訓弘君	広中和歌子君	宮澤 弘君	尾辻 秀久君	櫻井 規順君	三上 隆雄君	有働 正治君	橋本 敦君
田村 秀昭君	小林 正君	大島 慶久君	真島 一男君	森 暢子君	深田 肇君	藤瀨 弘君	瀬谷 英行君
足立 良平君	勝木 健司君	関根 則之君	太田 豊秋君	谷本 嶺君	会田 長栄君	星川 保松君	池田 治君
片上 公人君	中西 珠子君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君	菅野 壽君	篠崎 年子君	磯村 修君	市川 正一君
和田 教美君	高桑 栄松君	松谷蒼一郎君	服部三男雄君	大湖 絹子君	竹村 泰子君	立木 洋君	上田耕一郎君
野末 陳平君	矢原 秀男君	野間 昶君	加藤 紀文君	千葉 景子君	一井 淳治君	國務大臣	
中村 鏡一君	林 寛子君	岡 利定君	河本 三郎君	渡辺 四郎君	山口 哲夫君	内閣総理大臣	村山 富市君
及川 順郎君	鶴岡 洋君	佐藤 泰三君	清水 達雄君	稲村 稔夫君	菅野 久光君	文部 大臣	与謝野 馨君
大久保直彦君	吉田 之久君	榑崎 泰昌君	片山虎之助君	薬科 満治君	上山 和人君	郵政 大臣	大出 俊君
黒柳 明君	石井 一二君	佐藤 静雄君	陣内 孝雄君	湖上 貞雄君	糸久八重子君	労働 大臣	浜本 万三君
井上 計君	永野 茂門君	二木 秀夫君	宮崎 秀樹君	久保田真苗君	上野 雄文君	自治 大臣	野中 広務君
松尾 官平君	堂本 暁子君	松浦 孝治君	鈴木 貞敏君	浜本 万三君	穂山 篤君	國務大臣 (国土庁長官)	小澤 潔君
河本 英典君	溝手 顕正君	中曾根弘文君	野沢 太三君	青木 薪次君	小川 仁一君	政府委員	
鈴木 栄治君	安恒 良一君	木宮 和彦君	小野 清子君	鈴木 和美君	及川 一夫君	自治省財政局長	遠藤 安彦君
椎名 素夫君	笠原 潤一君	久世 公麿君	杳掛 哲男君	大森 昭君	村沢 牧君	自治省税務局長	佐野 徹治君
前島英三郎君	西田 吉宏君	斎藤 文夫君	志村 哲良君	志吉 裕君	武田邦太郎君		
野村 五男君	狩野 安君	倉田 寛之君	上杉 光弘君	西山登紀子君	西川 潔君		
上野 公成君	南野知恵子君	井上 孝君	森山 眞弓君	江本 孟紀君	三重野栄子君		
清水嘉与子君	成瀬 守重君	大木 浩君	高木 正明君	高崎 裕子君	島袋 宗康君		
鎌田 要人君	合馬 敬君	井上 吉夫君	斎藤 十朗君	萩野 浩基君	北村 哲男君		
石渡 清元君	矢野 哲朗君	井上 裕君	伊江 朝雄君	坂 正敏君	小島 慶三君		
吉川 博君	守住 有信君	北 修二君	板垣 正君	清水 澄子君	林 紀子君		
青木 幹雄君	石井 道子君	喜岡 淳君	谷畑 孝君	庄司 中君	野別 隆俊君		
浦田 勝君	大塚清次郎君	吉田 達男君	角田 義一君	猪木 寛至君	栗森 喬君		
下稻葉耕吉君	永田 良雄君	岩崎 昭弥君	栗原 君子君	下村 泰君	國弘 正雄君		
柳川 覺治君	竹山 裕君	峰崎 直樹君	今井 澄君	山本 正和君	吉川 春子君		
岡野 裕君	大浜 方栄君	川橋 幸子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君	細谷 昭雄君		
増岡 康治君	吉川 芳男君	村田 誠醇君	山田 健一君	井上 哲夫君	乾 晴美君		
岡部 三郎君	田沢 智治君				田 英夫君		

議長の報告事項
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員	補欠
上野 雄文君	青木 薪次君
法務委員	補欠
正敏君	中尾 則幸君
大蔵委員	補欠
一井 淳治君	野別 隆俊君

農林水産委員

野別 隆俊君

補欠

及川 一夫君

補欠 一井 淳治君

運輸委員

及川 一夫君

補欠 一井 淳治君

通信委員

測上 貞雄君

補欠 及川 一夫君

労働委員

中尾 則幸君

補欠 正敏君

建設委員

青木 新次君

補欠 上野 雄文君

予算委員

鈴木 栄治君

補欠 岩崎 純三君

篠崎 年子君

山口 哲夫君

和田 教美君

山下 栄一君

高崎 裕子君

吉川 春子君

西野 康雄君

正敏君

西川 潔君

下村 泰君

決算委員

林 紀子君

補欠 高崎 裕子君

下村 泰君

喜屋武眞榮君

議院運営委員

岩崎 純三君

補欠

鈴木 栄治君

補欠 柴治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

三重野栄子君

補欠 菅野 茂君

中小企業対策特別委員

大森 昭君

補欠 梶原 敬義君

川橋 幸子君

前畑 幸子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 会田 長栄君 (会田長栄君の補欠)

労働委員会

理事 古川太三郎君 (古川太三郎君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣案第九号)

悪臭防止法の一部を改正する法律案(閣案第七九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣案第三三三号)

道路交通法の一部を改正する法律案(閣案第五七号)

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第五八号)

地方行政委員会に付託

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(閣案第七四号)

法務委員会に付託

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(閣案第三四号)

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣案第二二号)

厚生委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第六号)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣案第七七号)

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣案第七八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第五号)

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第七号)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第一百五十六号)の締結について承認を求めるの件(閣案第八号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問主意書(正敏君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員野正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問に対する答弁書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 青木 薪次君 補欠 上野 雄文君
濱四津敏子君 和田 教美君

法務委員 辞任 中尾 則幸君 補欠 國弘 正雄君

大蔵委員

辞任 野別 隆俊君 補欠 一井 淳治君

農林水産委員 辞任 一井 淳治君 補欠 野別 隆俊君

通信委員 辞任 國弘 正雄君 補欠 中尾 則幸君

労働委員 辞任 和田 教美君 補欠 濱四津敏子君

建設委員 辞任 上野 雄文君 補欠 青木 薪次君

予算委員 辞任 岩崎 純三君 補欠 中曾根弘文君
加藤 紀文君 矢野 哲朗君
野村 五男君 佐藤 静雄君
山口 哲夫君 日下部禮代子君
山下 栄一君 和田 教美君
吉川 春子君 林 紀子君
坂 正敏君 西野 康雄君
下村 泰君 青島 幸男君

決算委員 辞任 佐藤 静雄君 補欠 野村 五男君
西野 康雄君 坂 正敏君

喜屋武貞榮君

下村 泰君 辞任 矢野 哲朗君 補欠 加藤 紀文君

同日内閣から次の議案が提出された。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案(閣法第八〇号)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(閣法第八六号)

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

農林水産委員会に付託

緊急失業対策法を廃止する法律案(閣法第八七号)

労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農産物検査法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

農林水産委員会に付託
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八三号)
運輸委員会に付託
電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

放送法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)

通信委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第三号)

労働委員会に付託

同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

更生保護事業法案(閣法第六三三号)

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

同日議長は、次の議長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

ポランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 辞任 和田 教美君 補欠 濱四津敏子君

法務委員 辞任 國弘 正雄君 補欠 坂 正敏君

労働委員 辞任 濱四津敏子君 補欠 和田 教美君
坂 正敏君 國弘 正雄君

予算委員

補欠 笠原 潤一君

木宮 和彦君

矢野 哲朗君

林 紀子君

青島 幸男君

島袋 宗康君

笠原 潤一君

加藤 紀文君

橋本 敦君

木宮 和彦君

補欠

補欠

加藤 紀文君

矢野 哲朗君

補欠

補欠

加藤 紀文君

矢野 哲朗君

補欠

補欠

加藤 紀文君

矢野 哲朗君

補欠

補欠

加藤 紀文君

矢野 哲朗君

補欠

補欠

加藤 紀文君

矢野 哲朗君

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(閣案第二号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

外務委員会に付託

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

農林水産委員会に付託

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(閣法第四一号)

通信委員会に付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

労働委員会に付託

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

環境特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案

(閣法第八八号)被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第八九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求めの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員正敏君提出我が国における核政策に関する質問に対する答弁書

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の實力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対する答弁書

同日衆議院議長から、国会において承認すること議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

労働委員長 笹野 貞子

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険制度に関し、介護補償給付等の創設、遺族補償年金の引上げ等により保険給付の内容を改善するとともに、中小事業主として海外に派遣される者を特別加入制度の対象に加えるほか、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制度について、中小事業主に対し、その増減幅を拡大する特例を創設する等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成七年度において、労働保険特別会計予算の労災勘定に約九億四千九百万円が計上されている。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第十二条の八第一項に次の一号を加える。

七 介護補償給付

第十二条の八第二項中「傷病補償年金」の下に「及び介護補償給付」を加え、同条に次の一項を加える。

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて労働省

令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療養施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間

二 病院又は診療所に入所している間

第十六条の二第一項第二号中「未満であるを」に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつたことを改める。

第十六条の四第一項第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満であるを」に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつたことを改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して労働大臣が定める額とする。

第二十一条に次の一号を加える。

七 介護給付

第三章第三節中第二十二条の七を第二十二條

の八とし、第二十二条の六の次に次の一条を加える。

第二十一条の七 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設その他第十二条の八第四項第一号の労働大臣が定める施設に入所している間

二 病院又は診療所に入所している間

第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

第二十三条第一項第二号中「療養生活の援護」の下に「被災労働者の受ける介護の援護」を加える。

第二十七条第一号中「除く」の下に「第七号において「特定事業」という。を加え、同条第七号中「者」の下に「当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。」を加える。

第四十二条中「葬料」の下に「介護補償給

付」を加え、「及び葬祭給付」を、「葬祭給付及び介護給付」に改める。

第五十一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第五十三条中「三万円」を「二十万円」に改める。

別表第一遺族補償年金の項中「一九三分」を「二〇一分」に、「二二二分」を「二三三分」に、「四人」を「四人以上」に、「三〇日分」を「二四五分」に改め、第五号を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(労災保険率の特例)

第十二条の二 前条第三項の場合において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内

に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他労働省令で定める事項を記載した申告書を提出し

ているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの規定中「四十五日」を「五十日」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「障害年金及障害手当金」を「障害年金、障害手当金及介護料」に改める。

第五条第一項中「失業等給付」の下に、「介護料」を加える。

第五節 障害年金及障害手当金を「第五節 障害年金、障害手当金及介護料」に改める。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ命令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間(左ニ掲グル期間ヲ除ク)其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第三十条ニ規定スル身体障

害者療護施設其ノ他之ニ準ズル施設トシテ厚生大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間

二 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間

介護料ハ月ヲ単位トシテ支給シ其ノ月額ハ常時又ハ随時介護ヲ受クル場合ニ通常要スル費

用ヲ考慮シテ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七条乃至第四十九条 削除

第五十九条ノ二第一項中「及」の下に「職務上ノ事由ニ因リ介護料ニ要スル費用並ニ」を加ふる。

別表第三の一人の項中「〇・九月分」を「一・二月分」に改め、同表二人の項中「一・六月分」を「一・九月分」に改め、同表中

九月分」に改め、同表中

三人以上 最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十七条第三項の表旧船員保険法別表第三ノ二の項を次のように改める。

旧船員保険法別表第三ノ二

六〇、〇〇〇円 二二四、四〇〇円

〇・九月分 一・二月分

一一〇、〇〇〇円 四四八、八〇〇円

一・六月分 一・九月分

一四四、〇〇〇円 五二三、六〇〇円

二・二月分 二・七月分

二四、〇〇〇円 七四、八〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働者災害補償保険法第二十三条

を

に改める。

を

に改める。

に改める。

に改める。

第一項、第五十一条、第五十三条及び別表第一の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条、附則第五条第二項及び第六条の規定 平成七年八月一日

二 第一条中労働者災害補償保険法第九条第三項の改正規定 平成八年十月一日

三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十一日

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 平成七年八月一日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)
第三条 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、平成八年度以後に講じられた同条の労働省令で定める措置について適用する。

第四条 平成九年四月一日前に保険関係が成立した事業(労働者災害補償保険法第二十八条第一

項又は第三十条第一項の承認があった事業を含む。)に係る第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次項において「旧徴収法」という。)第十五条第一項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないものの納付の期限については、新徴収法第十五条第一項の規定を適用する。

2 平成九年四月一日前に保険関係が消滅した事業(労働者災害補償保険法第二十八条第一項又は第三十条第一項の承認が取り消された事業を含む。)に係る旧徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書であつて、同日の前日までに同条第一項又は第二項の規定による提出の期限が到来していないものの提出の期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないものの納付の期限については、新徴収法第十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)
第五条 第三条の規定による改正後の船員保険法第四十六条の規定の適用については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第

四十条第一項及び第二項の規定による職務上の事由による障害年金は、第三条の規定による改正後の船員保険法第四十条第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。

2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第五十条第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)
第七条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。
第八条 削除

第十条中「第八条第一項の規定による介護料の支給及び」を削る。
(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日の前日において前条

の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料(以下「介護料」という。)を受け権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その時以後、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

審査報告書

郵便振替法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、国税又は電波利用料について郵便振替により納付できることとするともに、特殊取扱いの拡充等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一、多様化する国民利用者のニーズに対応するため、今後とも送金サービスの推進及び充実に努めること。特に、全ての国民利用者が、郵便局において、国及び地方公共団体の各種公金について、口座振替により利用できるように努めること。

二、ネットワーク化の進展を踏まえ、国民的財産である郵便局のネットワークの有効活用を図るため、他機関との相互接続について積極的に検討を進めること。
右決議する。

郵便振替法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十二条第一項の規定による払出し

第十八条第五項第三号中「第五十二条第一項を

「第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五

十二条第二項を「第五十三条第二項」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

郵政省は、省令で定める場合には、次に掲げる取扱いをする。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二(払渡方法の変更) 郵政省は、前

条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号

又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱い

をする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなった場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の二の見出し中「払渡済み」を「払渡

済み等」に改め、同条第二項中「前項を」前「三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、

省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された

払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を、「簡易生命保険の契約者又は電波利用料

(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第百三

条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下

この項において同じ。)を納付すべき者」に、「又は

保険契約に係る保険料(以下を「)、保険契約に係る保険料又は電波利用料(以下この項において

に、「(以下「郵便主管局」という。))又は」を「(次項

において「郵便主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」に改め、「簡

(経過措置)

2 この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならぬとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一、郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び地域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用制度の改善・充実に努めるとともに、その運用資金が預金者から預けられた大切な資金であることや国際金融情勢の変化等をより認識し、リスク管理を十分行うように配慮すること。

一、郵便貯金事業は、専ら個人のための国営・非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、国民の老後生活の充実に寄与する金融サービスの開発など、引き続き個人預金者の利益の確保・増進に努めるとともに、事業の果たしている役割について、国民に対し十分な周知を行い、より一層の理解が得られるよう努めること。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成七年三月三日

内閣総理大臣 村山 富市

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の

一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項に次の一号を加える。
十六 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第六十八条の三に次の一項を加える。

資金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、豊かで活力ある長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

一、金融・経済環境の国際的変化にも適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、その資金が加入者の共同準備財産であることを認識し、リスク管理を十分行うように努めるとともに、その運用対象を一層多様化するなど資金運用制度の改善に努めること。

一、国民の自助努力を支援するため、時代の要請にこたえた新商品の開発、サービスの充実、加入限度額の引上げ等の簡易生命保険制度の改善に努めるとともに、生命保険・個人年金に係る

平成七年三月十五日 参議院會議録第十一号

税制上の支援措置の充実に努めること。
右決議する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の
一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年三月三日

内閣総理大臣 村山 富市

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の
一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律
の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和
二十七年法律第二十号)の一部を次のように
改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示
される支払手段であつて、その売買契約に基
づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を
当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外
国為替相場により実行する取引(金融先物取
引所の開設する市場において行われる取引又
はこれに類する取引であつて、政令で定める
ものに該当するものを除く。)の対象となるも
のをいう。以下この条において同じ。)

第三条中第七項を第八項とし、第六項の次に次

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 質問主意書及び答弁書

の一項を加える。

7 積立金を先物外国為替に運用する場合には、
政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の
名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委
託する方法によらなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)

第二条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第
百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三条第七項」を「第三条第
八項」に改める。

我が国における核政策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成七年二月十三日

正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

我が国における核政策に関する質問主意書
世界で唯一の被爆国である我が国において、核
兵器の廃絶は国民の総意である。しかしながら、
我が国政府は、自国の防衛について核抑止力に依
存し、こうした国民の願いを逆なでし続けている
。よって政府が核兵器に関する諸問題について

いかなる見解を有しているか明らかにするために
以下質問する。

一 核抑止力への依存について

我が国の防衛政策の根幹である「防衛計画の
大綱」は、「核の脅威に対しては、米国の核抑止
力に依存するものとする。」としている。

そこで以下の点につき明らかにされたい。

1 「核の脅威」とは、いわゆる戦略核、戦術核
等いずれの種類の核を指しているのか。

2 「米国の核抑止力」とは、いわゆる戦略核、
戦術核等いずれの種類の核を指しているの
か。

3 「米国の核抑止力」に核兵器以外のものも存
在するのであれば、それら全てを明らかにさ
れたい。

4 核抑止力とは、相手からの核攻撃に対して
報復攻撃を行うことで成り立つわけである
が、政府は、我が国に対する核攻撃があれ
ば、米国が核による報復攻撃をしてくれるこ
とを期待しているのか、また、もし米国の核
による報復攻撃以外の形態で核抑止力が存在
するのであれば、それがいかなるものである
か、それぞれ明らかにされたい。

二 核兵器使用に関する国際法上の解釈について

核兵器使用に関する政府の国際法上の解釈に
ついて以下明らかにされたい。

1 政府は、国際法上核兵器の使用は無条件に
合法と考えているのか。

2 政府が核兵器使用が合法となる場合には条
件があると考えているのであれば、その条件
全てを明らかにされたい。

3 核兵器の使用が違法か合法かについて未だ
確立された国際慣習法がないならば、国際慣
習法として確立されるまで、我が国を含め
個々の国々がその合法・違法についてそれぞ
れ独自の意見を持つことは認められると考
えるが、政府の見解はどうか。

4 「核兵器の使用が今日の実定国際法に違反
する」という判断が国際社会の法的認識として
確立するまでに至っていないというのが従来
からの政府の見解(一九九四年六月一三日参
議院予算委員会における羽田総理大臣答弁)
とされているが、この「国際社会の法的認識
として確立」とは政府が認めるには、いか
なる要件が必要であるのか。

右質問する。

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出我が国における核政策
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出我が国における核
政策に関する質問に対する答弁書

一 1から4までについて
防衛計画の大綱にいう「核の脅威」及び「米国

の核抑止力とは特定の種類の核兵器を想定しているものではない。そもそも抑止力とは、侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものであり、日米安保体制の下では、米國が有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力がこのような抑止力として機能していると考えている。

二の1から3までについて

唯一の被爆國である我が國としては、核兵器が二度と使用されることがあってはならず、究極的な核廃絶に向けて努力すべきであると考えている。また、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、國際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。このような我が國の立場については、これまででも國際場裡において表明してきたところである。二の4について

國際慣習法が成立するためには、諸國家の行為の積み重ねを通じて一定の國際的慣行が成立していること(一般慣行)及びそれを法的な義務として確信する諸國家の信念(法的確信)が存在することが必要である。

防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年二月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿

正敏

防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問主意書

防衛庁・自衛隊においては数多くの秘密が存在し、かつ、それら秘密の公開・開示について他省庁と比べて極めて消極的であることは従来から批判されているところである。また、これら秘密の中には、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年訓令第一〇二号)(以下「訓令」という。)に基づく「秘密」に指定されていないにもかかわらず公開・開示されないものが多数あり、防衛庁・自衛隊の秘密主義の温床となつていと言わざるを得ない。私の個人的な経験でも、事故報告に関する達(昭和三十三年陸上自衛隊達第三〇一〇号)の別紙二、四の開示を防衛庁政府委員室を通じて要求したところ断られたが、その後の調査で、これが陸上自衛隊公報第一二七九号に既に掲載され、その掲載号は国立国会図書館法第二四条に基づき国立国会図書館に納入されていたという事実があった。したがって、防衛庁・自衛隊における秘密の指定及びその公開・開示には極めて恣意が働いていると考えざるを得ず、政府の見解を明らかにするために以下質問する。なお質問での便宜上、自衛隊法第五九条で定める「秘密」を法律秘、訓令に基づき指定された「秘密」は「訓令秘」、「秘密」に指定

されていないにもかかわらず、公開・開示されないものを「対國民秘」と以下区別する。

一 秘密の要件について

1 いわゆる「外務省公電漏洩事件」における東京地検論告求刑では、国家公務員法第一〇〇条第一項及び第一〇九条第二号でいう「秘密」とは当該官庁で適式な秘密指定がなされたものであることを前提としている。このことは逆に「秘密」としての保護するに値すると認められるには、最低限当該官庁の適式な秘密指定を必要とすると考えられる。

よって法律秘についても適式な秘密指定が最低限の要件であると考えられるが、政府の見解はどうか。

2 もし政府が法律秘において適式な秘密指定を必要としないとするなら、その理由を明らかにされたい。

3 また、前掲東京地検論告求刑では、国家公務員法第一〇〇条第一項及び第一〇九条第一二号でいう「秘密」は、原則として指定秘をもって足りるが、実質的にすでに秘密性を失っているもの、欠いているものは除外される、としているが、法律秘においても同様か。

二 法律秘、訓令秘、対國民秘の関連について
1 訓令秘は全て法律秘に該当するのか。
2 対國民秘の中には法律秘に該当しないものが存在するののか。

3 過去の政府答弁では、訓令秘に指定されないものの中にも法律秘に該当するものがあるとの見解をとっているが、隊員は訓令秘に指定されていないにもかかわらずそれが法律秘であることをどのような手段で認知することができるのか。

4 防衛庁においては、法律秘に該当するものを全て訓令秘に指定し、嚴重に保全すべきものとするが、それがなされない理由を明らかにされたい。

5 防衛庁において、訓令秘に指定されていないにもかかわらず法律秘に該当するものに関し、それが法律秘に該当すると判断するのは誰であるのか、明らかにされたい。

6 自衛隊には、訓令では存在しないはずの「注意」及び「部内限り」なる取扱区分が存在するが、これは何を根拠に指定されるのか、またこれらに指定された文書にはいかなる保全義務が生じるのか明らかにされたい。

三 国会議員への秘密の非開示について
国会議員は、國民の代表として行政機構の活動が適性であるか監視することを國民より負託されている。したがって、防衛庁・自衛隊に関する情報についても広く知る必要があると考え、防衛秘密を前にして防衛庁・自衛隊の活動内容はブラック・ボックスと化している。一般に公開できない秘密でも、国会審議に資する

ため、国会議員に対して防衛庁は積極的に開示を図るべきと考えるが、現状では防衛庁は開示をかたくなに拒否している。

よって国会議員への秘密の非開示の理由について、以下明らかにされたい。

1 訓令第五条に定める「機密」及び「極秘」は、同条によれば「その漏えいが国の安全又は利益に損害を与えるおそれがあるもの」として、これらの国会議員に対して開示しているが、これらは国会議員に対して開示することでも「国の安全又は利益に損害を与えるおそれがある」と政府は考えているのか。

2 訓令第五条に定める「秘」を国会議員に対し開示するにより、いかなる損害が生じると政府は考えているのか。

3 対国民秘を国会議員に対し開示することにより、いかなる損害が生じると政府は考えているのか。

4 対国民秘を国会議員に対し開示するか否かを判断するのは誰か、明らかにされたい。

5 部隊の精強性、部隊の運用等自衛隊の能力及び行動要領にかかわることを理由として、自衛隊の情報について国会議員への開示が拒否されることが多々ある。一方、自衛隊の教育機関には、我が国と軍事同盟条約を結んでいない諸国からの軍人を留学生として受け入れ、自衛隊の能力及び行動要領にかかわる事項を教育している。自衛隊において、諸外国の軍人には教えられる事項が、なぜ自国の国会議員には教えられないのか、その理由を明らかにされたい。

会議員には教えられないのか、その理由を明らかにされたい。

四 秘密の公開・開示基準について

1 大韓航空機撃墜事件

大韓航空機撃墜事件(一九八三年九月一日)に關し、後藤田官房長官(当時)は九月六日の緊急記者会見において、ソ連機が大韓航空機を撃墜した際の交信記録を公表した。この交信記録は本来は訓令秘にされていたものと考えられる。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① この交信記録は、訓令第五条に定めるとの秘密区分に指定されていたのか。

② その秘密区分に指定した者は誰か。

③ 秘密に指定されたのはいつか、またそれが解除されたのはいつか。

④ 秘密が解除された理由は何か。

⑤ 矢崎防衛庁防衛局長(当時)の九月六日の記者会見によれば、当時自衛隊が収集した交信記録は約五〇分間で、公開された交信記録は、当時自衛隊が収集したものの一部であるとしている。しかしながら、秘密保全に關する訓令を見る限り指定された秘密事項の部分解除に關する規定がない。全体の交信記録が訓令秘に指定されていたなら、いかなる取決めに従って公開された交信記録のみの秘密指定が解除されたのか。

2 領空侵犯の公表

我が国に対する領空侵犯はその事実全てが公表されてきたものと見られていたが、新聞報道によって「これまでも領空侵犯で公表していないケースはある」(野津研二・運用課長)と、公表された数字と事実との間に差がある(読売新聞)一九九四年四月二二日)ことが明らかにされた。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 我が国に対する領空侵犯の事実、法律秘、訓令秘、対国民秘のいずれかに該当するものなのか。

② この事実を公表するか否かを判断する決定権者は誰か。

③ この事実を公表するか否かを判断する明文上の基準は存在するのか。

3 多用途支援機の機種選定評価作業

防衛庁は一九九五年度に導入する計画の多用途支援機の選定作業の一環として、庁外の有職者の意見を聞くため三名に委嘱し、会合を開いている。その会合において防衛庁はこれら有職者に対し、訓令秘に指定された文書をいくつ提示している。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 訓令第二九条第一項は、防衛庁以外の者に秘密に指定された文書を伝える場合には

「その秘密区分を指定した者又はその職務上の上級者の許可を受けなければならぬ」と定めているが、この会合における三名の有職者への伝達を許可した者は誰か。

② 訓令第二九条第四項は、伝達の相手方が政府機関以外のものである時には訓令第二六条及び第二七条の規定を準用すること、即ち(一)相手について厳密な調査を行い、秘密の保全上支障がないことを確認する、(二)秘密の漏えい等の危険を防止するため、契約条項に秘密の保全に關する規定を設ける等必要な措置を講じる、の二点を定めているが、この会合の三名の有職者に対してもこれら条項が適用されたのか。

4 事故報告に關する連の別紙二一四 私は防衛庁政府委員室を通じて、事故報告に關する連の別紙二一四の全文につき開示を請求したところ、主管課である人事一課から正式に提出拒否の回答を受けた。しかしながらこれは、陸上自衛隊公報第一二七九号に全文掲載されているものであり、かつ、同公報は既に国立国会図書館法第二四条に基づいて国立国会図書館に納入されていた。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 既に公開された文書の開示を拒否する決定を下すということは、防衛庁において、国会議員に対する情報の開示に關する明確

な基準が存在しない証左と考えるが、明文上の基準が存在するの否か。

② なぜ防衛庁は、既に公開された文書の開示を拒否する判断をしたのか。

③ 現在防衛庁においては事故報告に関する連の別紙二、四については、公開・開示の扱いをどうしているのか。

④ 今後こうした過ちを繰り返さないために、具体的な善後策が防衛庁において取られたのか。
右質問する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊に

おける秘密に関する質問に対する答弁書

一並びに二の1及び3から5までについて

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号。以下「訓令」という。)の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相

当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいう。

したがって、当該事実を職務上知ることのできた自衛隊員は、同項に基づき守秘義務を負う。

二の2について

訓令の規定により秘密に指定されていない文書等で非公開としているものが、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当しない場合は、あり得る。

二の6について

防衛庁では、通達に基づき、取扱以上の注意を要する文書には、適当な場所にその旨を表示し、適正な管理等に努めることとしている。

三の1から4までについて

防衛庁は、国会による文民統制の機能が十分發揮できるよう、従来から、国会における審議等に際しては、国家の安全と利益に支障が生じない限り、防衛庁長官の責任の下に、国の防衛に関する事項について誠意をもって説明し、必要な各種資料等もできる限り提出しているところである。

しかしながら、国の防衛に関する事項に係る提出資料や説明の内容については、事柄の性質上おのずから限度があり、資料の提出や説明を控えざるを得ない場合があってもやむを得ないと考えている。

いずれにせよ、今後とも、防衛庁の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えている。

三の5について

外国人留学生に対する教育の実施に際しては、内容等について十分留意しているところである。

四の1について

昭和五十八年九月一日にソ連機が大韓航空機を撃墜した前後の様子を示す交信記録は、訓令第五条に定めるいずれの秘密区分にも指定されていないものである。

四の2について

一般に、許可を要する外国の航空機が事前の許可を得ることなく、我が国の領空を飛行すれば、いかなる事情であれ、領空を侵犯したことになる。しかしながら、かかる事案の発生する原因や態様は様々であり、領空侵犯事案の公表は相手側に対する強い非難とも受け取られ得ることから、公表に当たっては、当該事案発生の原因、態様等を踏まえ、個別の事案ごとに公表の適否を政府として総合的に判断しているものである。

四の3について

多用途支援機の機種選定に係る有職者会合の委員に委嘱した三名の有職者に対しては、訓令第三十八条の規定に基づき、航空幕僚長の許可を得て、一定の期間、複数の秘密の文書を貸し

出したところである。

なお、その際、同条第二項の規定に基づき、必要な措置を講じたところである。

四の4について

従来から申し上げているとおり、国会議員から国会における審議のために必要な資料の要求があった場合には、政府としてはこれに可能な限り協力をすべきものと考えているが、他方、要求された事項が職務上の秘密に属するものである場合には、資料の提出を控えざるを得ない場合があってもやむを得ないと考えているところである。御指摘の事故報告に関する連昭和四十一年陸上自衛隊連第一二二二(号)の別紙第二から第四までの資料の要求についても、この考え方に沿って平成五年四月二十三日に防衛庁から提出したところである。
今後ともこの考え方に沿って対処していく所存である。

自衛のための必要最小限の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年三月三日

正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書

私が第三百三十一回国会で提出した「自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問」に対する政府答弁（一九九四年一月一八日）は、政府が憲法上認められると解する、自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模についてなら明らかでない。

一 高辻内閣法制局長官は、一九七一年五月五日の衆議院内閣委員会において「四次防については『通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる専守防衛の態勢を確立する』という点でございませう。実力の内容がはたしてそれに見合うか見合わないか、御議論があつてふしぎはないと思ひますが、もしその限りのものであればいままでも申し上げた憲法が否認する戦力ではない、理論的にはそうなるのではないかと解するわけです。」と答弁している。これは「通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる」規模の防衛力は憲法の認めるところであると解せるが、政府の見解はどうか。

二 「通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる」規模を超えた防衛力は憲法の認めるところであるのか否か、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市
参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

我が国が憲法上保持し得る自衛のための必要最小限度の自衛力の具体的な限度は、その時々々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有するが、いずれにせよ、これまで我が国が防衛力整備の目標としてきた防衛力の水準は、いずれも憲法上保持し得る自衛力の範囲内にあるものである。

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条条によって提出する。

平成七年三月三日

参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員 正敏

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書

私が先に提出した「陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問」に対する政府答弁（一九九五年二月二日）は、質問に対して何一つ具体的な回答を行っておらず、政府の見解が不明なままであるゆえに再度以下質問する。

一 限定的かつ小規模な侵略について

1 「防衛計画の大綱」(以下「大綱」という。)でいう「限定的かつ小規模な侵略」とは、「一般的には、事前に侵略の「意図」が察知されないよう、侵略のために大掛りな準備を行うことなしに奇襲的に行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまうことなどを狙いとしたもの」(一九七七年版「防衛白書」(五五頁))であるという政府の見解は現在も変わっていないのか。

2 もし前記見解が変更されているなら、現在政府が持つ「限定的かつ小規模な侵略」についての見解を明らかにされたい。

二 陸上自衛隊における定数と現員の差について

政府は陸上自衛隊における定数と現員の差について、「有事においては充足するとの考え方の下、緊急に充足し得る職域等について部隊運営等に重大な支障を来さない範囲である程度充足を下げておくこともやむを得ない」と先の答弁で述べているが、そこで以下の点を明らかにされたい。

1 政府のこの見解は、大綱策定当初から有していたものだったのか。

2 政府のこの見解が大綱策定当初から有していたものではなかったのであるなら、こうした見解を有するに至った理由。

3 この度の阪神・淡路大震災はその被害規模を鑑みれば有事に匹敵するものと言える。ところが本来この地域の災害派遣にあたるべき中部方面隊の充足率は約七九%（中部方面總監「参議院内閣委員会に対する概況説明」一九九一年一月一〇月一五日）しかないが、今回に事態に当たって、部隊の人員の不足を緊急に充足し得たのか。

三 有事における充足について

1 政府は、陸上自衛隊における定数と現員の差を有事において充足するために、具体的にどのような手段を講じるつもりであるのか明らかにされたい。

2 政府が「緊急に充足し得る職域等」とは具体的に何を指しているのか明らかにされたい。
右質問する。

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市
参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員正敏君提出陸上自衛隊における定

数と現員との差に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員既正敏君提出陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問に対する答弁書

一について

昭和五十一年版「日本の防衛」に記述された御指摘の見解に変更はない。

二の1及び2について

政府としては、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月二十九日閣議決定)策定当初を含め、従来から、御指摘の答弁に示された見解をとってきたところである。

二の3について

阪神・淡路大震災に当たり、陸上自衛隊としては、部隊の充足を向上させる措置はとっていない。

三の1について

陸上自衛隊の部隊等における陸上自衛官の定数と現員との差を有事において充足するためには、自衛官を緊急に募集する等の手段を考えている。

三の2について

御指摘の「緊急に充足し得る職域等」とは、一般的には、必要となる技能、知識等の観点から有事に緊急に充足し得る職域等を意味し、例えば普通科といったものが挙げられる。

官 報 (号 外)

平成七年三月十五日 参議院會議録第十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
三円(送料別)